

中間連結損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益 23円64銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 23円4銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。

(1) リース取引のリース料収入の計上方法

主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

6. その他経常収益には、株式等売却益273,319百万円、持分法による投資利益16,675百万円を含んでおります。

7. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額146,932百万円、貸出金償却73,332百万円を含んでおります。

8. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額10,529百万円を含んでおります。

9. 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は5,190百万円、税金等調整前中間純利益は16,661百万円増加しております。

10. 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブの評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ2,893百万円減少しております。

また、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引の損益については、従来と同じ損益科目で表示しておりますが、収益及び費用の表示は、金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当中間連結会計期間より従来からの総額表示から純額表示に変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益の影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用はそれぞれ193,945百万円減少しております。

11. 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都にかかる事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他経常費用」として3,700百万円計上しております。